

令和5年(行ウ)第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原 告 小畠太作 外7名

被 告 山口県知事村岡嗣政

## 答弁書

令和5年7月27日

山口地方裁判所第1部合議係 御中

上記当事者間の頭書事件について、被告は、下記のとおり答弁する。

### 記

#### 第1 本案前の申立てについて

##### 1 本案前の申立て

- (1) 原告らの訴えを却下する。
  - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

##### 2 理由

- (1) 本件各請求は住民訴訟であるところ、住民訴訟は民衆訴訟であるから、法律に定める場合にしか提起することができない（行政事件訴訟法42条）。

本件各請求は、以下のとおり、法律に定める要件を満たしておらず、不適法な訴えである。

##### (2) 本件各請求について住民監査請求を前置していないこと

ア 住民訴訟を提起するためには住民監査請求を前置しなければならない（地方自治法242条の2第1項）。

イ しかし、原告らが行った住民監査請求については、「請求人は、出張旅費等の支出が旅費規程等に違反するなどの財務会計上の違法・不当や、それによって発生した損害については摘示していない。」、「請求人の主張は財務会計上の違法・不当を問題にしているものではなく、「山口県護国神社春季慰靈大祭への出席」という公務遂行上の判断そのものの是非を問うているに過ぎないことから、財務会計上の行為の違法・不当を対象とした住民監査請求の対象とはならない」として、住民監査請求の適格性を満たさないものと判断されて、請求が却下されている（甲6）。

ウ したがって、原告らが行った住民監査請求は不適法な監査請求であり、これを前置したとしても、住民監査請求を前置したとはいえない。

よって、住民監査請求を前置していない本件請求はいずれも不適法な訴えであるから、これらを却下すべきである。

##### (3) 請求の趣旨第1項に関して原告らが主張する行為が住民訴訟の対象にならないこと

ア 住民訴訟の対象になるのは、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものに限られる。したがって、

財務会計上の行為又は事実としての性質を有しないところの「一般行政上の行為又は事実」は、住民訴訟の対象とはならない。地方自治法242条の2第1項4号の請求においても、これが訴訟要件となるのは当然である（最高裁判所判例解説民事篇平成2年度・118頁（最判平成2年4月12日・民集44巻3号431頁のもの）参照。）。

そして、財務会計上の行為又は事実として住民訴訟の対象となり得るものか、それとも一般行政上の行為又は事実として住民訴訟の対象となり得ないものであるかの区別の基準については、判例上、当該財産の財産的価値に着目し、その維持、保全を図るものであるか否かによって判断するという基準が定立されている（西川知一郎編著「行政関係訴訟改訂版」269頁）。

イ 請求の趣旨第1項に関して、原告らが「違法な財務会計上の行為」として主張するのは、「村岡知事の公用車使用」という行為であり、証拠として引用する甲3も合わせて理解すると、要するに、村岡知事が自宅から山口県護国神社までの間に公用車を使用したという行為が「違法な財務会計上の行為」であると主張していると思われる。

しかし、公用車を使用したという事実は、財務的処理を直接の目的として行われた事実ではない。また、前記の財務会計行為上の行為とそれ以外の一般行政上の行為の区別の基準に照らせば、公用車の使用は、その財産的価値に着目して、その維持、保全を図るための行為でもない。したがって、原告らが主張する行為は、財務会計上の行為に該当しない。

なお、原告らは、「自宅から山口県護国神社までの自家用車の準公用車利用に該当する旅費」と主張したり、その金額を300円と算定しているが、これは、その使用事実を金銭的に評価する方法や金額を主張しているにすぎないものであり、当該行為が有する財務的処理上の性質を主張する内容ではない。

よって、請求の趣旨第1項に関しては、訴訟要件を充足せず、不適法な訴えであるから、これを却下すべきである。

(4) 請求の趣旨第2項及び第3項に関しては財務会計上の行為の財務会計法規上の義務違反を主張するものではないこと

原告らは、田中課長及び武林主幹の旅費の支出が違法であると主張しているものの、原告らが憲法違反・法令違反を具体的に主張しているのは、原告らが「本件参挙」として主張している行為であり、財務会計上の行為の財務会計法規上の義務違反を具体的に主張するものではない。

したがって、原告らの請求は住民訴訟の対象ではない。

よって、請求の趣旨第2項及び第3項に関しては、訴訟要件を充足せず、不適法な訴えであるから、これを却下すべきである。

## 第2 本案の答弁

### 1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求を棄却する。
  - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

### 2 請求の原因に対する答弁

- (1) 請求の原因に対する答弁を行うためには、以下の(2)に記載する点が明らかにされる必要があるので、釈明を求める。

#### (2) 【求釈明】

原告らは、訴状第2の4において、村岡知事、田中課長及び武林主幹が損害賠償義務又は不当利得返還義務を負うと主張するが、その主張の詳細が明らかではない。

まずは、原告らにおいて、村岡知事、田中課長及び武林主幹のそれぞれについて、損害賠償及び不当利得の各請求についての民法その他の法令上の根拠を明らかにした上で、各支払請求権の各主要事実（特に、各人を地方自治法242条の2第1項4号の「当該職員」と主張する趣旨なのか、又は、「相手方」と主張する趣旨なのか、また、違法性については、各人のいかなる財務会計上の行為がどのような根拠で違法であると主張する趣旨なのかなど）を明らかにしてもらいたい。

これらが明らかになった後に答弁する。

以上